

青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画の概要

資料2

I 総論

1 計画策定の趣旨

青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画は、青森市総合計画前期基本計画（平成31年2月策定）を着実に推進するため、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができるまちな実現に向け、高齢者福祉の充実を図っていく必要があることから、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画との一体的な計画として策定します。

2 計画期間

令和3年度～令和5年度
(3年間)

3 高齢者の現状と動向

高齢者を取り巻く環境（平成27年（2015年）国勢調査による推計値）

① 高齢化の進展

高齢化率 令和2年：32.3% ⇒ 令和7年：35.2% ⇒ 令和22年：44.6%
(2020年) (2025年) (2040年)

② 介護ニーズの増加と現役世代の減少

令和7年（2025年）には団塊の世代が75歳以上となり、介護ニーズが増加
令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代が減少

③ 一人暮らし高齢者世帯の増加

令和2年：14,932世帯 ⇒ 令和7年：16,126世帯 ⇒ 令和22年：18,227世帯
(2020年) (2025年) (2040年)

④ 全国、青森県よりも高い要介護（要支援）認定率

青森市：19.5% 全国：18.5% 青森県：17.9% ※令和元年9月末現在

⑤ 要介護（要支援）認定者のうち、約9割が75歳以上

75歳以上の割合：87% 65歳～74歳：13% ※令和2年4月末現在

⑥ 認知症高齢者は今後も増加する見込み

認知症高齢者数 令和2年：15,417人 ⇒ 令和7年：18,089人 ⇒ 令和22年：22,195人
(2020年) (2025年) (2040年)

⑦ 青森県の介護分野の有効求人倍率は全職業平均の3倍

青森県の有効求人倍率 介護関連職種：3.04倍 全職業平均：1.04倍 ※令和2年3月

アンケート調査結果・第7期計画のフォローアップ

- ⑧ 介護・介助の主な原因は「高齢による衰弱」となっている
- ⑨ 「うつ」「認知機能」のリスク該当者の割合が高い
- ⑩ 高齢者の社会参加率が低い
- ⑪ 介護が必要になっても在宅での生活を希望する高齢者が多い
- ⑫ 不安を感じる介護は「夜間の排泄」「入浴・洗身」「認知症状への対応」となっている
- ⑬ 介護サービス基盤の整備を進めていく必要がある

法改正等

- ⑭ 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年5月22日公布）介護保険法の一部改正：高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 等
- ⑮ 認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）：認知症「共生」「予防」の推進
- ⑯ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年6月12日公布）介護保険法の一部改正：地域における認知症である者への支援体制の整備、介護人材の確保及び業務の効率化の取組の強化（市町村は都道府県と連携） 等
- ⑰ 基本指針の改正：計画に災害や感染症に係る体制整備について新たに記載すること 等
※基本指針とは：「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（厚生労働省告示）で、計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

4 計画の基本方向(章)

基本理念

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができるまちなの実現

1 介護予防・生きがいの推進 (①②③④⑤⑧⑨⑩⑭)

高齢者が健康を保ち、いきいきと自分らしく暮らし続けることができるよう、**介護予防・重度化防止**に積極的に取り組むことができる環境づくりを進めます。
また、高齢者が地域社会の中で孤立することなく、社会の一員として**生きがいを持って社会参加**できる環境づくりを進めます。

2 地域包括ケアの推進 (①②③⑥⑪⑫⑮⑯)

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができるよう、**在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域包括支援センターの機能の充実、見守り・支え合いの推進、住まいの充実、安全・安心な暮らしの確保**を図ります。

3 尊厳が守られる暮らしの実現 (①②③⑥)

認知症等により判断能力が低下しても、地域社会に参画し自分らしい生活が継続できるよう、**成年後見制度の利用を促進**します。
また、高齢者の尊厳を守るため、関係機関と連携しながら**高齢者虐待の早期発見、早期対応**を行うなど、**虐待防止対策の強化**を図ります。

4 適正な介護サービスの提供 (①②③④⑤⑥⑦⑪⑫⑬⑯⑰)

介護を必要とする高齢者が介護サービスを安心して利用できるよう、住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービス基盤の整備を進めるなど、**介護サービスの充実**を図るとともに、介護給付の適正化、サービスの質の向上等により、**介護サービスの適正化**を図ります。
また、介護事業所等と連携し**災害や感染症対策に係る体制整備**を進めます。

II 分野別施策の展開

基本理念

基本方向（章）

施策（節）

主な取組

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができるまちなの実現

1 介護予防・生きがいの推進

第1節 介護予防・重度化防止の推進

第2節 生きがいの推進

●介護予防活動の推進 ●フレイル予防の推進【**拡充**】 ●健康づくりの推進
●多様なつどいの場の提供【**拡充**】 ●自立支援・重度化防止の推進【**拡充**】

●生きがいの充実 ●高齢者の就業促進 ●外出手段の確保

2 地域包括ケアの推進

第1節 在宅医療・介護連携の推進

第2節 認知症施策の推進

第3節 地域包括支援センターの機能の充実

第4節 見守り・支え合いの推進

第5節 住まいの充実

第6節 安全・安心な暮らしの確保

●医療・介護関係者の連携推進 ●医療・介護が連携したサービスの提供
●地域住民への普及・啓発

●支援体制の強化【**拡充**】 ●認知症の早期発見・早期対応
●認知症予防の推進【**拡充**】 ●認知症に係る知識の普及・啓発

●地域包括支援センターの体制強化【**拡充**】 ●多機関との連携強化 ●効果的な運営の継続
●地域ケア会議の推進【**拡充**】

●見守り体制の強化 ●地域で支え合う意識づくり ●支え合い活動の推進

●住宅改修等による居住環境の充実 ●高齢者に適した住まいの確保

●生活支援サービスの充実 ●災害時等における地域福祉活動の充実
●消費者被害防止 ●交通安全教育の推進

3 尊厳が守られる暮らしの実現

第1節 成年後見制度の利用促進

青森市成年後見制度
利用促進基本計画

第2節 虐待防止対策の強化

●相談・支援体制の整備 ●成年後見制度の利用支援
●市民後見人支援体制等の強化 ●成年後見制度の普及・啓発

●高齢者虐待の早期発見・早期対応 ●高齢者虐待防止の普及・啓発

4 適正な介護サービスの提供

第1節 介護サービスの充実

第2節 介護サービスの適正化

第3節 災害・感染症対策に係る体制整備

●施設・居住系サービスの整備 ●在宅サービスの充実 ●介護従事者の確保 ●業務の効率化
●介護保険料収納率の向上

●介護給付の適正化の推進 ●介護サービスの質の確保 ●効果的な指導監督

●災害対策に係る体制の充実【**新規**】 ●感染症対策に係る体制の充実【**新規**】

重点事項（介護保険法の改正、認知症施策大綱の決定及び基本指針の改正等に対応するため、市として重点的に取り組む事項）



青森市成年後見制度
利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定により策定が努力義務とされている、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画については、本計画の「成年後見制度の利用の促進」に関する施策を「青森市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けます。

Ⅲ 介護保険サービスの事業費及び介護保険料等

1 介護保険料基準額

第8期介護保険料基準額(月額) **6,679円**(第7期と同額)

2 介護保険料に影響する要素

(1) 介護報酬改定

(令和3年4月:0.7%増)

(2) 施設等の整備

- ①地域密着型介護老人福祉施設入所者 4施設(うち第8期中に2施設開設見込み)
- ②認知症対応型共同生活介護 3施設(うち第8期中に1施設開設見込み)
- ③地域密着型特定施設入居者生活介護 2施設(うち第8期中に1施設開設見込み)
- ④小規模多機能型居宅介護 3事業所(うち第8期中に1事業所開設見込み)
- ⑤看護小規模多機能型居宅介護 1事業所(第8期中に開設見込み)
- ⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2事業所(うち第8期中に1事業所開設見込み)

(3) 第8期でのサービス利用増減

(第7期:約858億円⇒第8期:約934億円)

(4) 食費居住費の助成(特定入所者介護サービス費)の見直し

(対象となる所得段階の変更等)

(5) 高額介護(予防)サービス費の見直し

(対象となる収入要件及び世帯の上限額の変更)

(6) 保険料段階の基準所得金額の変更

(国が定める基準所得金額の変更。第7段階:200万円未満→210万円未満、
第8段階:200万円以上300万円未満→210万円以上320万円未満、第9段階:300万円以上→320万円以上)

(7) 介護保険給付費準備基金の取崩し

(基金取崩し額:約11億円)

3 第8期介護保険料段階

第7期保険料段階表

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階 (軽減後)	生活保護受給者 市民税非課税世帯 (老齢福祉年金又は課税年金収入金額+合計所得金額が80万円以下)	0.5 (0.3)	40,000円 (24,000円)
第2段階 (軽減後)	市民税非課税世帯 (課税年金収入金額+合計所得金額が80万円超120万円以下)	0.65 (0.5)	52,000円 (40,000円)
第3段階 (軽減後)	市民税非課税世帯 (課税年金収入金額+合計所得金額が120万円超)	0.75 (0.7)	60,100円 (56,100円)
第4段階	本人市民税非課税 (課税年金収入金額+合計所得金額が80万円以下)	0.85	68,100円
第5段階	本人市民税非課税 (課税年金収入金額+合計所得金額が80万円超)	1.0	80,100円
第6段階	本人市民税課税 (合計所得金額が120万円未満)	1.1	88,100円
第7段階	本人市民税課税 (合計所得金額が120万円以上200万円未満)	1.3	104,100円
第8段階	本人市民税課税 (合計所得金額が200万円以上300万円未満)	1.5	120,200円
第9段階	本人市民税課税 (合計所得金額が300万円以上400万円未満)	1.7	136,200円
第10段階	本人市民税課税 (合計所得金額が400万円以上600万円未満)	1.9	114,100円
第11段階	本人市民税課税 (合計所得金額が600万円以上800万円未満)	2.1	168,300円
第12段階	本人市民税課税 (合計所得金額が800万円以上1,000万円未満)	2.3	184,300円
第13段階	本人市民税課税 (合計所得金額が1,000万円以上)	2.5	200,300円

・基準額(年額):80,145円 ・基準額(月額):6,679円(年額÷12か月)
 ・保険料年額=基準額(年額)80,145円×割合(100円未満切捨て)
 ・第1段階から第3段階までは、公費により保険料の軽減を行っています。

第8期保険料段階表

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階 (軽減後)	生活保護受給者 市民税非課税世帯 (老齢福祉年金又は課税年金収入金額+合計所得金額が80万円以下)	0.5 (0.3)	40,000円 (24,000円)
第2段階 (軽減後)	市民税非課税世帯 (課税年金収入金額+合計所得金額が80万円超120万円以下)	0.65 (0.5)	52,000円 (40,000円)
第3段階 (軽減後)	市民税非課税世帯 (課税年金収入金額+合計所得金額が120万円超)	0.75 (0.7)	60,100円 (56,100円)
第4段階	本人市民税非課税 (課税年金収入金額+合計所得金額が80万円以下)	0.85	68,100円
第5段階	本人市民税非課税 (課税年金収入金額+合計所得金額が80万円超)	1.0	80,100円
第6段階	本人市民税課税 (合計所得金額が120万円未満)	1.1	88,100円
第7段階	本人市民税課税 (合計所得金額が120万円以上210万円未満)	1.3	104,100円
第8段階	本人市民税課税 (合計所得金額が210万円以上320万円未満)	1.5	120,200円
第9段階	本人市民税課税 (合計所得金額が320万円以上400万円未満)	1.7	136,200円
第10段階	本人市民税課税 (合計所得金額が400万円以上600万円未満)	1.9	114,100円
第11段階	本人市民税課税 (合計所得金額が600万円以上800万円未満)	2.1	168,300円
第12段階	本人市民税課税 (合計所得金額が800万円以上1,000万円未満)	2.3	184,300円
第13段階	本人市民税課税 (合計所得金額が1,000万円以上)	2.5	200,300円

・基準額(年額):80,145円 ・基準額(月額):6,679円(年額÷12か月)
 ・保険料年額=基準額(年額)80,145円×割合(100円未満切捨て)
 ・第1段階から第3段階までは、引き続き公費により保険料の軽減を行います。

※第8期の第7段階から第9段階までの合計所得金額については、国からの通知により変更となる旨示された額を記載しています。

4 介護保険料の減免制度

生計維持が困難なため、保険料を納めることができない方に対し、本市独自の保険料減免制度を継続し、保険料負担の軽減を図ります。

- 第2～7段階までの方で、その年の世帯全員の収入見込額が生活保護基準以下⇒第1段階に減免
- 第2～7段階までの方で、その年の世帯全員の収入見込額が生活保護基準の1.2倍以下⇒1段階下の額に減免 など